

過年度（令和7年度以前）再商品化委託料支払いに関する契約約款

（約款の適用）

第1条 「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」（平成7年法律第112号。以下「容器包装リサイクル法」という。）に基づく特定事業者（この約款において「特定事業者」と称し、第2条の規定により過年度分について乙に再商品化業務の委託をした特定事業者を以下「甲」という。）と公益財団法人日本容器包装リサイクル協会（以下「乙」という。）は、容器包装リサイクル法に規定するガラスびん、PETボトル、紙製容器包装及びプラスチック製容器包装（以下合わせて「特定容器包装」という。）に係る分別基準適合物の再商品化の業務（容器包装リサイクル法第10条の2による市町村への拠出金の支払業務を含む。）について、この約款を適用し実施する。

（再商品化委託契約の遡及申込み）

第2条 甲は、甲が過年度（前年度にあたる令和7年度以前の再商品化義務のある各年度をいう。以下同じ。）に利用、製造又は輸入した特定容器包装に係る分別基準適合物の容器包装リサイクル法に基づく再商品化義務を履行するため、この約款の各条項を確認し同意したうえ、容器包装リサイクル法に基づく再商品化の業務について、「過年度再商品化委託契約申込書」により別途乙に過年度再商品化委託契約（以下「本契約」という。）の遡及申込みをする。本契約の成立については、第9条の規定による。

2 甲は、過年度再商品化委託申込みを行い、第9条第1項の規定による本契約成立後においても、再商品化委託数量の過大申請等の誤りを発見したときは、直ちにその旨を申込・契約訂正等申請書で乙に通知する。なお、再商品化委託料が減額となる更正請求（以下「減額更正請求」という。）については、当該請求は原則として令和9年3月15日（以下「更正請求期限」という。）までに、乙に到達しなければならない。

3 減額更正請求の取扱いについては、令和8年度再商品化委託契約約款第14条（令和8年度の再商品化委託数量等の更正に伴う取り扱い）の規定を準用する。

（再商品化委託料及びその支払い）

第3条 甲は、第9条第1項の規定により乙が発行する過年度再商品化委託承諾書に記載される実施委託料及び拠出委託料の合計額（以下「再商品化委託料」という。）を乙に支払うものとする。乙はそれらに係る消費税及び地方消費税について、過年度再商品化委託申込みの必要事項がすべて記載され、過年度再商品化委託承諾書が甲に受領できるようになった時点で適用される消費税等の税率をもって計算（1円未満の端数は切り捨て）し、再商品化委託料に加算して甲に請求する。甲は乙から請求された金額を、乙が別途発行する請求書に記載する支払期日までに、指定された金融機関の乙の口座に一括して振込むものとし、振込みに要する費用は、甲の負担とする。

2 甲は、特定事業者として令和7年度分の再商品化委託契約の遡及申込みをした場合には、乙に再商品化委託申込みをした再商品化委託数量に基づき令和8年度に支払われるべき拠出委託料（令和8年度支払分）を、令和8年7月に実行される精算時（令和8年7月末日）の際に乙に一括して支払う。

3 令和8年度支払の拠出委託料の精算及び精算の時期については、令和8年度再商品化委託契約約款第8条の規定を準用する。

4 甲から乙への過年度の再商品化に基づく拠出委託料の支払いが生じた場合で、かつ、乙の甲に対する実施委託料に係る精算金が存在するときには、民法の定める相殺適状の条件が満たされた時に、乙は当該拠出委託料と当該実施委託料に係る精算金について、原則としてその対当額を相殺することができるものとする。ただし、甲が乙に対して令和8年度の再商品化業務の委託を行わなかった場合には、当該拠出委託料金については、乙は、甲以外のすべての特定事業者に対しての実施委託料金に充当することができるものとする。

5 第3項及び第4項の規定による精算の結果、乙から甲へ返還すべき金額（以下「余剰金」という。）を生じた場合及び甲から乙への追加支払金（以下「不足金」という。）を生じた場合の取扱いは、それぞれ令和8年度再商品化委託契約約款第9条及び第10条の規定を準用する。余剰金及び不足金の充当による処理については、令和8年度再商品化委託契約約款第11条の規定を準用する。

6 甲が令和8年度において廃業、破産又は解散した場合の取扱いについては、令和8年度再商品化委託契約約款第12条の各条項の規定を準用する。

（通知）

第4条 甲は、甲の名称、本店住所、代表者、担当者の変更、又は合併、会社分割、解散、破産、会社更生若しくは民事再生の申立てなど、甲に重大な変更があったときは直ちにその旨を申込・契約訂正等申請書で乙に通知する。

（帳簿の保存、提出及び閲覧）

第5条 甲は、容器包装リサイクル法の定めるところにしたがい、帳簿を備え必要事項について記載のうえこれを保存するものとし、乙から甲に対し甲の再商品化義務量の算出根拠となる書類の提出要請があるときは、甲は遅滞なくこれに応ずるものとする。

2 乙は、甲の再商品化義務量の確認を目的として、乙又は乙の代理人が甲の事務所に赴き、甲の事業所内において甲の通常の業務時間中、前項に規定する帳簿を閲覧しその正当性及び正確性について確認することができるものとし、甲は、当該確認に協力しなければならない。

（秘密保持）

第6条 甲及び乙は、本契約の履行に関連して知り得た相手方の一切の業務上の情報及び知識などを第三者に開示又は漏洩して

はならない。ただし、公知のもの、被開示者が知り得た時すでに被開示者の所有であったもの、開示につき相手方の書面による明示的な承諾を得たもの、被開示者の責によらず公知となったもの、正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく正当な手段により入手したもの、再商品化に係る施策上の必要情報として国の機関から要請され当該機関に提出するもの、弁護士法に基づく照会によるもの、その他の法令に基づく調査嘱託若しくは捜査関係事項照会によるもの、又は法律上の権限のある官公署により法令に基づく開示を命じられたものについてはこの限りではない。

2 乙は、本契約に関して入手した甲の個人情報（「個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第57号）において定義される情報をいう。）を乙の事業活動とこれに付随する業務及び本契約の実施に必要な範囲において利用する。乙は、個人情報を、本契約の実施において商工会議所、商工会、その他の業務委託先に開示しその取扱いを委託することができるものとするが、開示について事前に承諾がある場合、国の機関若しくは地方公共団体からなされた再商品化の業務に関連する要請に協力するため必要と合理的に判断される場合又は法令に基づく場合を除き、その他の第三者に開示又は提供しない。

（ユーザID及びパスワードの管理）

第7条 甲は、乙から交付された初期パスワードを、乙が別途定める所定手続にしたがい甲独自の任意のパスワードに変更し、乙が発行したユーザIDとともに適切に管理するものとし、これらを第三者に使用させたり、譲渡、貸与及び開示などしてはならない。

2 甲は、甲によるパスワードの不適正管理、使用上の過誤又は第三者による使用などに起因する損害について一切の責を負うものとする。万一、パスワードが第三者に漏洩した場合又は不正に使用されていることが判明した場合、甲は、直ちにパスワード変更などの適切な処置を行うものとする。

（オンラインシステムの使用）

第8条 甲は、ユーザID及びパスワードを用い、乙がウェブサイトへ業務専用として開設したオンラインシステム（以下「REINS-CP」という。）にログインし、甲の再商品化委託契約書及申込内容、契約の成立（過年度再商品化委託承諾書の乙による発行）の状況、REINS-CPに格納された甲に関する情報及びその他の関連情報について閲覧することができる。

（契約の成立）

第9条 この約款による契約は、第2条の規定による過年度再商品化委託申込みに対し、乙が過年度再商品化委託承諾書をオンラインによりREINS-CP上で発行し、当該承諾書に甲がアクセス可能となった時に成立する。甲の申込内容に変更がある場合においても、甲の変更申込みに対し、同様の手続により変更契約が成立するものとする。

2 乙は、過年度再商品化委託承諾書をオンラインによりREINS-CP上で発行したことについて甲に通知するものとする。

（名前等の公表）

第10条 乙は、主務官庁の要請に基づき、容器包装リサイクル法の円滑な運用及び普及のために、甲が本契約上の債務の履行を完了した甲の名称、所在地、主たる業種及び特定容器包装の素材の種別を公表することができるものとする。

（反社会的勢力の排除に関する誓約）

第11条 乙は、甲に対して、以下の点を誓約する。

（1） 自らが、暴力団（「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（平成3年法律第77号）第2条第2号に定めるものによる。）暴力団関係者、暴力団関係企業、総会屋、社会的運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団若しくはこれらに準ずる者、その構成員又はその構成員から成る企業体（以下「反社会的勢力等」という。）ではなく、また反社会的勢力等によって経営を支配されていない（反社会的勢力等が実質的にその経営に関与している場合を含む。）こと。

（2） 自らの役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）が反社会的勢力等ではないこと。

（3） 反社会的勢力等が乙の名義を利用し、本誓約をするものではないこと。

（4） 自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと。

ア 甲及び乙に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為

イ 偽計又は威力を用いて甲の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為

ウ 虚偽の風説を流布して第三者の信用を毀損し、又はその業務を妨害する行為

エ 法的な責任を超えた不当な要求行為

（協議事項及び裁判管轄の合意）

第12条 この約款の記載事項について疑義を生じたとき又はこの約款に記載のない事項について、この約款による本契約当事者は誠意をもって協議し、これを解決する。

2 前項の協議によっても解決できないとき又はこの約款に関連して紛争が生じた場合は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

以上